

新型コロナウイルス感染症の影響による 各種保険税などの減額または免除

国民健康保険税

ID 1029455

●対象となる方

次のいずれかに該当する場合

- ① **【免除】** 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ② **【減額】** 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者について、事業収入など（不動産収入、給与収入を含む）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯
 - 事業収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べ10分の3以上減少する見込みであること（保険金、損害賠償などによる補てんを除く）
 - 所得の合計額が1000万円以下であること
 - 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

●対象となる期間

令和3年4月1日～4年3月31日までに納期限が到来する保険税

●申請に必要な書類

- 国民健康保険税減免申請書 ● 事業収入申告書
- 死亡診断書または診断書（①に該当する場合）
- 廃業届（会社都合による失業を除く）または事業の売上台帳、給与明細書など収入が減少したことのわかる書類（②に該当する場合。複数収入を含む）

※申請書類は市ホームページからダウンロードできます

申請期限 令和4年3月31日(木) (消印有効)

申請方法 必要書類を、直接または郵送で、〒279-8501浦安市役所国保年金課（市役所2階）へ

後期高齢者医療保険料

ID 1029711

●対象となる方

次のいずれかに該当する場合

- ① **【免除】** 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った方
- ② **【減額】** 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次のすべてに該当する方
 - 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が令和2年の当該収入の額の10分の3以上であること
 - 世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額が1000万円以下であること
 - 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる種類以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

●対象となる期間

令和3年4月1日～4年3月31日に納期限が到来する保険料

●申請に必要な書類

- 後期高齢者医療保険料減免申請書
- 死亡診断書または診断書（①に該当する場合）
- 収入等申告書（②に該当する場合）

※そのほか、収入などを証明する書類が必要となる場合があります。申請書類は、千葉県後期高齢者医療広域連合ホームページ<https://www.kouiki-chiba.jp>からダウンロードできます

申請期限 令和4年3月31日(木) (必着)

問 国保年金課 ▶ 国民健康保険税の減免 ☎712・6280
▶ 後期高齢者医療保険料の減免 ☎712・6274

介護保険料《65歳以上（第1号被保険者）》

ID 1032545

●対象となる方 次のいずれかに該当する場合

- 【免除】 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者
- 【減額】 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」という）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する第1号被保険者
 - 事業収入などのいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること
 - 減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

●対象となる期間 令和3年4月1日～4年3月31日までに納期限が到来する保険料

申請期限 令和4年3月31日(木) (消印有効)

申請方法 必要書類を、直接または郵送で、〒279-8501浦安市役所介護保険課（市役所3階）へ
※必要書類など、詳しくは、市ホームページをご覧ください

問 介護保険課 ☎712・6403

国民年金保険料

ID 1000352

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きが可能です。令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となります。詳しくは、日本年金機構のホームページ<https://www.nenkin.go.jp/>をご覧ください。

問

▶ 市川年金事務所
☎ 047・704・1177
▶ 国保年金課
☎712・6282

ちば障害者等用駐車区画利用証制度がスタート

公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障がいのある方や介護が必要な高齢者など、歩行が困難な方が利用しやすくなるよう、県や市町村が利用証を交付する制度が、7月から始まりました。

対象者

日常生活で、歩行が困難であると認められる方

- 例** ▶ 障がいのある方 ▶ 高齢者 ▶ 難病患者 ▶ 妊産婦
▶ けが人 など ※詳しくは、お問い合わせください

利用可能な駐車区画

公共施設や商業施設に設置されている障害者等用駐車区画

利用証の交付場所・問い合わせ

- 郵送を希望する方 千葉県健康福祉指導課 ☎043・223・3924
- 障がいのある方 障がい福祉課 ☎712・6394
- 要介護1以上の高齢者 介護保険課 ☎712・6406
- 妊産婦 母子保健課 ☎381・9034

※申請には、申請書と障害者手帳などの確認書類が必要

ID 1032799